

ID: 71

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	受給者証の再交付		
例規名 根拠条項	柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例施行規則 第12条		
例規番号	平成27年規則第5号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第12条の規定による。 (受給者証の再交付)</p> <p>第12条 受給者証を破損し、又は亡失したことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、母子・父子家庭医療費受給者証再交付申請書(様式第8号)を町長に提出し、再交付を申請するものとする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日